



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
  - \*33 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 公安委員会規則
  - \*18 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による診断を行う医師の指定に関する規則
- 告示
  - 1298 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
  - 1299 " ( " )
  - 1300 " ( " )
  - 1301 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 1302 " ( " )
  - 1303 " ( " )
  - 1304 " ( " )
  - 1305 " ( " )
  - \*1306 平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部改正 (畜産課)
- 公安委員会告示
  - 73 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による診断を行う医師の指定
- 監査公表
  - 監査公表第38号
- 諸報
  - 和歌山県市町村職員共済組合の平成16年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)
  - 和歌山市職員共済組合の平成16年度決算の要旨 (和歌山市職員共済組合)

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第33号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月26日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表給与課那賀分室の項中「那賀郡」を「紀の川市、那賀郡」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による診断を行う医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成17年9月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による診断を行う医師の指定に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第41条の2の規定による診断を行う医師の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (医師の指定)

第2条 法第41条の2の規定による診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により医師を指定したときは、その旨を公示するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1298号

和歌山県有田郡清水町大字板尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村 良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡清水町

2 調査を行った時期  
平成15年4月21日から平成17年3月23日まで

3 成果の名称  
和歌山県有田郡清水町大字板尾の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡清水町大字板尾の一部地区

5 認証年月日  
平成17年9月12日

和歌山県告示第1299号

和歌山県有田郡清水町大字押手の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡清水町

2 調査を行った時期  
平成15年4月21日から平成17年3月25日まで

3 成果の名称  
和歌山県有田郡清水町大字押手の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡清水町大字押手の一部地区

5 認証年月日  
平成17年9月12日

和歌山県告示第1300号

和歌山県日高郡日高町大字小中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期  
平成15年4月22日から平成17年3月31日まで

3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字小中の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字小中の一部地区

5 認証年月日  
平成17年9月12日

和歌山県告示第1301号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月26日まで縦覧に供する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日  
平成17年8月26日

2 名称  
特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺

3 代表者の氏名  
山本利光

4 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市湊1619番地の8(田辺市民総合センター2階)

5 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会で活躍する市民活動団体及びボランティアの活動拠点確立と、より充実した公共、公益サービスを提供するための環境づくりを支援し、多様化した市民ニーズに対処するとともに、相互にネットワークを構築し、交流、協働を促しつつ活動の輪をひろげ、市民参加の気運を醸成するための市民活動を総合的に支援し、より活発な市民活動団体、より心豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1302号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日  
平成17年8月29日

2 名称  
 特定非営利活動法人スポーツ・リパブリック・ソラティオーラ和歌山

3 代表者の氏名  
 奥野修造

4 主たる事務所の所在地  
 海南市岡田513番地4

5 定款に記載された目的  
 この法人は、一般市民を対象に、サッカーを中心とする総合型地域スポーツクラブの運営を主たる事業とし、併せて関連する文化活動をおこない、それにより、スポーツ文化の振興、青少年の健全育成および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1303号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月30日まで縦覧に供する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日  
 平成17年8月30日

2 名称  
 特定非営利活動法人よつ葉福祉会

3 代表者の氏名  
 井端智子

4 主たる事務所の所在地  
 伊都郡高野口町大字大野941番地の5

5 定款に記載された目的  
 この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1304号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年11月2日まで縦覧に供する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日  
 平成17年9月2日

2 名称  
 特定非営利活動法人呆け老人をかかえる家族の会和歌山

3 代表者の氏名  
 林千恵子

4 主たる事務所の所在地  
 和歌山市岡山丁23番地

5 定款に記載された目的  
 この法人は、認知症の人やその介護者に対して、相談、援助、交流、情報提供に関する事業及び、介護サービス事業者に対してケアの質の向上に関する事業、また、社会一般の人に対して認知症の理解と支援をもとめる啓発事業をおこない、高齢者や認知症の人とともにだれもが安心して暮らせる地域と社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1305号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年11月4日まで縦覧に供する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日  
 平成17年9月4日

2 名称  
 特定非営利活動法人 Heart Wellness Support Club Et Alors

3 代表者の氏名  
 西野泰由

4 主たる事務所の所在地  
 和歌山市栄谷10番地の16

5 定款に記載された目的  
 この法人は、社会生活、家庭生活、人間関係において、ゆとりある心を共に育成する。「仲良く」、「楽しく」、「素直に」生きてゆくことを実践し、本当の仲間づくり、老若男女を問わず自立へのサポートをする事で、心と体の健康を図り社会貢献に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1306号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第3第12項第7号の規定により、平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年9月26日

和歌山県知事 木村良樹

第1項の表中

事業団乳牛G	1回	7,740	2,320	5,420	同上
--------	----	-------	-------	-------	----

を

事業団乳牛G	1回	7,740	2,320	5,420	同上
事業団乳牛H	1回	3,330	2,320	1,010	同上

に、

事業団和牛K	1回	23,490	2,320	21,170	同上
--------	----	--------	-------	--------	----

を

事業団和牛K	1回	23,490	2,320	21,170	同上
事業団和牛L	1回	6,690	2,320	4,370	同上

に改める。

### 公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2の規定による診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成17年9月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

医師の氏名	所属病院の名称	所在地
松本幸男	日本赤十字和歌山医療センター	和歌山県和歌山市小松原通四丁目20番地

### 監査公表

和歌山県監査公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年8月5日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年9月26日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
 和歌山県監査委員 築 野 富 美  
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

### 1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成17年8月5日
和歌山県電気事業会計	"
和歌山県工業用水道事業会計	"
和歌山県土地造成事業会計	"
和歌山県駐車場事業会計	"

### 2 監査の結果

#### (1) 懸案・改善事項

##### ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、今年度、特別徴収を実施されているが、より計画的に訪問する等一層の組織的な取組が必要である。また、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

##### イ 和歌山県土地造成事業会計

西浜地区及び桃山第2造成地において、2社に対して売却しているが、依然、未処分地が約668,000㎡残っている。

完成土地の全てについて販売価格の再設定を行い、また、用途変更等についても検討され、販売に努力されているところであるが、今後とも関係諸機関との連携を密にし、より一層の努力をされたい。

なお、完成土地について、事業用借地権制度を活用し、土地の有効活用に努めているところであるが、今後とも売却までの間の有効活用についても努力されたい。

(2) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

### 諸 報

#### 和歌山県市町村職員共済組合公告

和歌山県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年9月26日

和歌山県市町村職員共済組合  
 理事長 根 来 公 士

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
6	36	6	51	99

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	任意継続	合計
組合員数(人)	11,140	48	1,009	314	12,511
給料月額(百万円)	3,721	35	318	94	4,168
一人当たり給料月額(円)	334,019	743,377	315,060	298,518	333,169

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経 理 単 位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	合計
人 員	13	3	0	3	2	21

4 損益計算書の要旨

(単位:千円)

取	経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	基礎年金支払
	負担金	2,873,894	9,112,321	99,315	159,042				
	掛金	2,953,406	5,210,560		158,985				
	高額医療交付金	58,860							
	育児・介護休業手当金交付金	221,288							
	基礎年金交付金		1,412,432						
	施設収入					91			
	組合員貸付金利息							306,083	
	連合会交付金				4,910			11,131	
	利息及び配当金	30	1,943,681	12	35	13	298,574	2,099	
	その他の収入	34,264	109,404	4	17	49,082	15,609		
	他経理から繰入金			48,110	128,495				
	前年度支払準備金	510,961	1,001						
	前年度繰越長期給付積立金		87,683,955						
	基礎年金国庫金								631,742
入	計	6,652,703	105,473,354	147,441	451,484	49,186	314,183	319,313	631,742
支	給付金	3,219,423	11,391,423						628,763
	職員給与			84,692	28,779		27,601	19,298	
	厚生費			67	269,667		10	7	
	旅費・事務費			12,635	5,109	82	2,884	3,729	
	賃金			130	116				
	委託費			10,647	11,508	2,771	2,623	864	
	委託管理費					148			
	貸借料			1,641	1,912		1,010	86	
	負担金			14,840	5,436	1,255	5,121	3,675	
	連合会分担金			9,115	126				
	支払利息						66,246	264,638	
	老人保健拠出金	1,168,182							
	退職者給付拠出金	787,609							
	介護納付金	421,220							
	連合会払込金	105,147	712,677					15,158	
	連合会拠出金	189,565							
	基礎年金拠出金負担金		4,052,475						
	基礎年金返還金								2,979
	他経理へ繰入金	18,500	29,610			128,495			
	その他の支出	3,264	28,730	7,013	3,704	70,718	2,905	9,966	
	次年度支払準備金	499,395	664						
	次年度繰越長期給付積立金		89,257,775						
出	計	6,412,305	105,473,354	140,780	326,357	203,469	108,400	317,421	631,742
	差引当期損益金(△)	240,398		6,661	125,127	△154,283	205,783	1,892	
	年度末長期給付積立金		89,257,775						

年度末剰余金	505,531	74,427	279,108	0	1,027,612	240,853
--------	---------	--------	---------	---	-----------	---------

和歌山市職員共済組合公告

平成17年9月26日

和歌山市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

和歌山市職員共済組合  
理事長 射場道雄

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	貸 付	基礎年金支払
取 入	負 担 金	28,838	3,132,745	35,887		
	掛 金	22,481	1,660,988			
	育児・介護休業手当金交付金	20,443				
	基礎年金交付金		431,936			
	組合員貸付金利息				96,694	
	連合会交付金				34,754	
	利息及び配当金		516,808			
	その他収入		2,489	6		
	他経理からの繰入金				8,323	
	前年度繰越長期給付積立金			32,241,192		
	基礎年金国庫金					250,787
計		71,762	37,986,158	44,216	131,448	250,787
支 出	給 付 金	20,443	5,046,557			250,257
	職 員 給 与			26,721	8,166	
	旅 費 ・ 事 務 費			3,682	169	
	委 託 費			915		
	修 繕 費			10		
	賃 借 料			130		
	負 担 金			3,546	1,234	
	連 合 会 分 担 金			2,595		
	支 払 利 息				86,150	
	連 合 会 払 込 金				4,905	
	連 合 会 拠 出 金	51,319				
	基礎年金拠出金負担金			1,251,610		
	他経理へ繰入金			8,323		
	その他支出			21	944	33,629
次年度繰越長期給付積立金			31,679,647			
計		71,762	37,986,158	38,543	134,253	250,787
差引当期利益金又は当期損失金(△)		0	0	5,673	△ 2,805	0

貸借対照表の要旨

資 産	流 動 資 産	554	2,358,488	49,669	179,247	
	固 定 資 産		29,321,162	181	4,114,286	
	繰 延 資 産					
資 産 合 計		554	31,679,650	49,850	4,293,533	0
負 債	流 動 負 債	527	3	476	115	
	固 定 負 債			27,089	4,277,558	
	負 債 合 計	527	3	27,565	4,277,673	0
資 本	資 本 剰 余 金					
	積 立 金		31,679,647			
	利 益 剰 余 金	27		22,285	15,860	
	資 本 合 計	27	31,679,647	22,285	15,860	0
負 債 ・ 資 本 合 計		554	31,679,650	49,850	4,293,533	0